湿地のための協力

ラムサール条約には公認の「国際団体パートナー」が6団体あり、 条約の原則に沿って専門技術に基づく助言と支援を行います。

- バードライフ・インターナショナル
- 国際自然保護連合 (IUCN)
- 国際水管理研究所(IWMI)
- ■国際湿地保全連合
- ■世界自然保護基金(WWF)
- 水鳥・湿地トラスト (WWT)



@ P Csonk

ラムサール条約は、さまざまなパートナーと連携しながら活動しています。

- 生物多様性条約 (CBD)、砂漠化対処条約 (UNCCD)、移動性野生動植物種の保全に関する条約 (CMS)、世界遺産条約 (WHC)、ワシントン条約 (CITES) などの生物多様性関連の条約;
- ■地球規模の環境基金、多国間開発銀行、二国間ドナーなどの活動資金提供団体;
- 国連環境計画 (UNEP)、国連開発計画 (UNDP)、ユネスコ、国連欧州 経済委員会などの国連機関、ユネスコ人間と生物圏(MAB) 計画など の各プログラム:
- ザ・ネーチャー・コンサーバンシー、コンサベーション・インター ナショナル、湿地科学者協会、国際影響評価学会など、多数の非 政府組織。

活動資金は誰が払う?

数多くの国や資金供与者は、世界各地における活動に資金を提供し、ラムサール条約の使命を支えています。

締約国会議は3年ごとに基本予算を提供し、事務局がこれを運用 します。各締約国は、国連予算への分担割合に応じた額を拠出し ます。

1998年以来ラムサール条約は、エビアンブランドを含むダノングループとの強力なパートナーシップによる支援を受けています。また、2007年からは、スター・アライアンス加盟航空ネットワークの生物圏コネクションズ・パートナーシップからも支援を受けています。



より詳しい情報と活動への参加

湿地の管理と湿地の賢明な利用を進めようとする締約国やその他の団体、人々を支援するため、条約事務局はさまざまな手引きや情報を提供しています。

www.ramsar.org

条約事務局は、条約登録湿地やその他の湿地、条約の仕組みに 関する情報を載せた総合的なウェブサイトを運営しています。イン ターネット上のハンドブックシリーズでは、締約国会議で採択され た指針を紹介しています。

ラムサール・フォーラムのメーリングリストに登録すれば、湿地に関する最新の情報や見解を知ることができます(ご希望の方は条約事務局 ramsar@ramsar.org まで)

F Facebook

www.facebook.com/RamsarConventionOnWetlands

Twitter

@RamsarConv

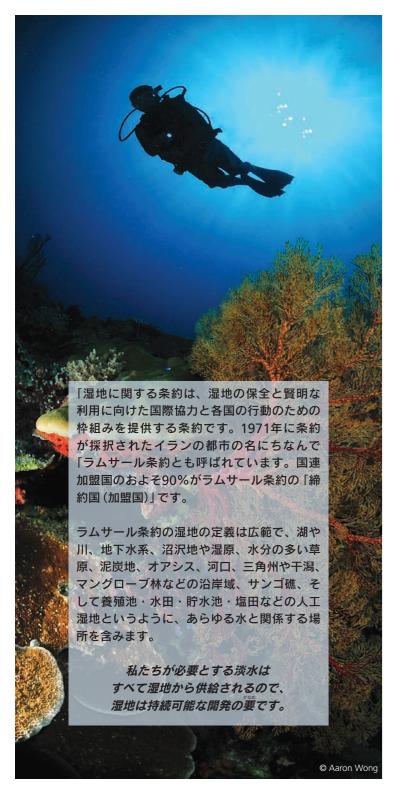
毎年2月2日に行われている条約のキャンペーン「世界湿地の日」の 行事に参加しましょう。

条約事務局には普及啓発や教育のための資料がありますので、各 地の言語や状況に合わせてご利用ください。

© 2014年ラムサール条約事務局 表紙写真: アメリカ合衆国、エバーグレーズ国立公園 © D. Taylor

この和訳リーフレットは公式英語版 (www.ramsar.org/resources/ramsarbrochures-and-leaflets) に基づき、日本国際湿地保全連合が発行しました。





ラムサール条約の役割とは?

この条約の使命は「地域や国の行動、国際協力を通じて、すべての 湿地の保全と賢明な利用を進め、世界中の持続可能な開発の達成 に寄与すること | です。

条約の**三つの柱**のもと、締約国は以下のことに取り組みます。

- 国の計画、政策や法規、保全管理、公教育を通して、**自国にある** すべての湿地の賢明な利用を進める;
- **国際的に重要な湿地のリスト** [ラムサールリスト] に登録するのに 適切な湿地を指定して、効果的な保全管理を推進する;
- 国境をまたぐ湿地、他国と共有する湿地水系や生物種、そして湿地に影響を及ぼすおそれのある開発事業に関して国際的な協力を行う。

湿地の腎明な利用

ラムサール条約では「湿地の賢明な利用」を「持続可能な開発の考え方に立って、生態系アプローチを実施することで、湿地の生態学的特徴を維持すること」と定義しています。ですから賢明な利用とは、人と自然のために、湿地と、湿地から提供されるすべてのサービスを保全し持続可能な形で利用すること、と見なすことができます。



湿地の役割とは?

- 湿地は水を貯え、水質を維持し、干ばつに負けない社会や環境を つくります。
- 洪水を防いだり、暴風雨の被害を抑えたりします。
- 食べ物やその他のサービス (輸送やレクリエーションなど) を提供 します。
- 遺伝的多様性や、種や生態系の多様性を支える多様な環境を提供し、多くの生物のライフサイクルや毎年の渡りのパターンの中で重要な役割を果たします。



湿地に何が起こっているのか、 そして私たちにできることは?

人口の増加に伴なって多くの資源が必要となったため、湿地環境は悪化し、多くの湿地が失われつつあります。残された湿地をさらに過剰に利用しようとすれば、湿地が私たちに提供してくれる重要なサービスはますます損なわれます。

そのようにならないために、湿地と湿地に含まれる水の賢明な利用を進め、環境の悪化した湿地を再生し、必要ならば新たな湿地を創るなどして、私たちに必要な湿地のサービスを取り戻さねばなりません。

ラムサール条約の仕組みは?

- 締約国会議 (COP) が3年に一度開催され、条約の目的に向けて前進するための政策や指針を増強します。
- 常設委員会は世界の6か所のラムサール地域を代表する締約国で 構成され、次の締約国会議までの間、条約の方向付けをするため、 毎年会合を行います。
- **科学技術検討委員会**は、条約に関わる重要事項に関し指導を行います。



- スイス国グランにある条約事務局は、条約の日々の活動を推進し、 条約に関する文書と、国際的に重要な湿地のリスト「ラムサール リスト」を発行します。事務局の運営は国際自然保護連合 (IUCN) の支援を受けています。
- 各締約国は条約履行の担当窓口となる行政機関を指名します。
- 各国は、幅広い組織からなる国内湿地委員会を設置することが奨励されています。
- 締約国は、生態学的特徴が変化しつつある登録湿地をモントルーレコードに登録し、ラムサール助言調査団などから技術的支援を受けることができます。
- 民間企業や公共機関、地域団体は、条約の使命に貢献するよう奨励されています。